

# 福祉医療費公費負担制度の一部負担金等の状況

## 1 重度心身障害者医療 (91)

(令和6年4月1日現在)

市 町 名	一部負担金
広島市 府中町 海田町	入院・通院とも無料
福山市	1医療機関につき1日200円の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院月4日まで、通院月4日まで
坂町	1医療機関につき1日100円の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院月14日まで、通院月4日まで
上記以外の市町	1医療機関につき1日200円の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院月14日まで、通院月4日まで

## 2 精神障害者医療 (91) (通院のみ適用)

(令和6年4月1日現在)

市 町 名	一部負担金
広島市 府中町 海田町	通院：無料
坂町	1医療機関につき1日100円の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、通院月4日まで
上記以外の市町	1医療機関につき1日200円の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、通院月4日まで

## 3 ひとり親家庭等医療 (92)

(令和6年4月1日現在)

市 町 名	一部負担金
広島市 府中町 神石高原町	入院・通院とも無料
福山市	1医療機関につき1日500円の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院月4日まで、通院月4日まで
上記以外の市町	1医療機関につき1日500円の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院月14日まで、通院月4日まで

乳幼児医療は裏面

4 乳幼児医療 (90)

(令和6年4月1日現在)

市 町 名	対象年齢等	一部負担金
神石高原町	入通院とも18歳まで	入通院とも無料
坂町	入通院とも18歳まで	①住民税課税世帯は、1医療機関につき1日500円の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院月14日まで、通院月4日まで ②住民税非課税世帯は入院・通院とも無料
府中町	入通院とも中学校3年生まで	①住民税課税世帯は、1医療機関につき1日500円の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院・通院とも月4日まで ②住民税非課税世帯は入院・通院とも無料
廿日市市		①未就学児は入院・通院とも無料 ②小学生以上は、1医療機関につき1日500円の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院月14日まで、通院月4日まで
広島市	入院：中学校3年生まで 通院：小学校6年生まで	○入院 無料 ○通院の場合(1医療機関につき) 1 保護者の所得額が基準額未満の場合 初診料算定時1日500円を限度 (月4日まで) 2 保護者の所得額が基準額以上 ①未就学児 初診料算定時1日1,000円を限度 (月2日まで) ②就学児 1日1,500円を限度(月2日まで) ③第三子以降の子ども 初診料算定時1日500円を限度 (月4日まで)
東広島市	入院：18歳まで 通院：中学校3年生まで	
尾道市 三次市 安芸高田市 北広島 安芸太田町 庄原市 大崎上島町 世羅町 呉市 竹原市 府中市 三原市 大竹市 江田島市	入通院とも18歳まで	1医療機関につき1日500円の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院月14日まで、通院月4日まで
福山市 熊野町 海田町	入通院とも中学校3年生まで	

※ \_\_\_\_\_ は、令和6年(2024年)4月1日から変更となる市町

**一部負担金の取扱いは、必ず受給者証で確認してください。**